

生徒とのICTを活用した連絡に関すること、個別指導等の校内ルール

(1) 生徒との携帯電話での連絡

- ・県からの通知（平成23年11月30日付け、教教高第619号）のとおりとする。

- 1 児童生徒の携帯電話に電話・電子メールをすることは、原則として禁止する。
児童生徒へ連絡する必要がある場合には、公用の電話・電子メールを使用し、保護者を通じて連絡すること。
- 2 児童生徒との間で携帯電話の番号やメールアドレスを取得したり伝えたりしないこと。
- 3 児童生徒の安全確保を図るため、やむを得ず緊急時の連絡先として携帯電話の番号等を取得したり伝えたりする場合には、事前に所属長及び保護者の許可を得ること。また、取得した携帯電話の番号等は、個人情報として適切な取扱いに留意すること。
- 4 緊急時であって、やむを得ない場合は、所属長及び保護者の許可を得て連絡を行うこと。事前に許可を得ることが困難な場合には、事後に報告を行うこと。

(2) 個人指導の場所や形態など

- ・できるだけ開かれた場所、室内の様子が見える部屋を利用する。
- ・指導を行う前に、学年団の教員に一声掛けるなど、居場所を明らかにしておく。
- ・室内が見えない部屋の場合、部屋の外にホワイトボードを利用して使用者・使用目的などを明示する。
- ・室内では、机を挟んで座るなど、生徒との距離を置く。
- ・長時間にわたる個人指導は行わない。
- ・生徒を自家用車に同乗させる場合は、事前に所属長及び保護者の許可を得る。

(3) その他

- ・生徒の個人情報に係る書類やデータファイルを取り扱うときは、細心の注意を払い、USB等で校外に持ち出す際には事前に所属長の許可を得る。
- ・生徒からの集金など現金の取扱や管理は複数の教員で適正に行う。
- ・個人スマートフォンの使用は原則、職員室、教科準備室等での利用に限る。
- ・教員が自宅で勤務する場合に個人所有のPC又は端末の使用も可とする。
- ・学校で配布した生徒個人のメールアドレスの利用は、「一斉送信」による情報伝達を原則とする。